

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 本場 (06-6469-7955) 東部市場 (06-6756-3901) 南港市場 (06-6675-2010)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	市場施設の用途変更等の承認申請
概要	市場施設の使用者は、施設の用途を変更し、又は当該使用許可を受けた市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはいませんが、用途の変更又は他人の使用について、市長の承認を受ければこの限りではありません。
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第59条（昭和46年条例第40号） (https://www.l.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎用途変更の承認を受けるためには次の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 変更しようとする用途が、申請者が許可を受けた業務を行うに適切と認められる用途であること</p> <p>(2) 用途変更することにより、使用する施設が維持管理上支障がないと認められること</p> <p>◎他人の使用につき承認を受けるためには次の要件をすべて満たす必要があります。</p> <p>(1) 申請者が使用させようとする施設及び相手方が、用途以外の内容による使用を行わないと認められること</p> <p>(2) 申請者が使用させようとする施設及び相手方の行為につき、責任をもって管理すると認められること</p> <p>(3) 他人の使用を承認することにより、申請者が許可を受けた業務を充実させるとともに、市場業務の適正な運営に資すると認められるものであること</p>
標準処理期間	2週間～1か月（補正に要した期間を除く。）
経由日数	なし
提出先	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
提出時期	随時
提出方法	申請書に必要書類を添えて提出先へ提出してください。（必要書類は提出先にご確認ください）
手数料	なし
相談窓口	中央卸売市場（本場・東部市場・南港市場）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023288.html
備考	—